

1 改正内容

広島高速道路公社調査・設計業務等委託契約約款に追加する消費税の税率引上げに対応する附則

契約金額に係る消費税相当額を消費税法改正後の税率（10%）で算出している業務等であっても、令和元年9月30日までに請求があった前払金の支払額は、増税分（2%）相当額を控除した額とすること等を定めた附則を追加

2 施行日及び適用

この要綱は、令和元年6月25日から施行し、令和元年6月25日以降に公告する案件から適用する。